

付録 6 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)〔記載要領〕

出典：特定個人情報保護委員会 ホームページ
別添 2：特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)〔記載要領〕
http://www.ppc.go.jp/files/pdf/20160101_youshiki2kisaiouryou.pdf

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

[記載要領]

この記載要領は平成26年4月時点の特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に沿ったものです。今後、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)により改訂される可能性があることにご留意ください。

評価書番号	評価書名

・評価書番号は、特定個人情報保護評価計画管理書(以下「計画管理書」という。)の「評価書番号」欄に記載する番号と同じものを記載してください。
 ・評価書名には、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)の対象の事務の内容が分かる名称を記載してください。事務やシステムの名称をそのまま用いる必要はなく、実態に応じて、評価書の内容を推察できる名称としてください。
 ・評価対象の事務の実施をやめるなどした場合は、評価書名に続けて事務の実施をやめるなどした日を【〇年〇月〇日終了】と記載してください。事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間は評価書を公表しておく必要があります。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言してください。

評価対象の事務において評価実施機関が実施しているリスク対策のうち、特記して一般に向けて積極的に情報提供したいものがある場合は、記載してください。特記すべきものがなければ、「なし」又は無記入で構いません。

評価実施機関名

・評価書を提出する評価実施機関の名称を記載してください(例:〇〇大臣、〇〇庁長官、〇〇県知事、〇〇市長、〇〇市教育委員会、独立行政法人〇〇等)。
 ・評価実施機関(評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者)が複数存在する場合は、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出するとともに、「Ⅰ 6. 他の評価実施機関」に取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。

公表日

・評価の実施・再実施又は評価書の修正に伴い評価書を公表する日を記載してください。
 ・評価書の記載内容は、原則として、公表日時点のものとしてください(「Ⅱ 1. 対象人数」及び「Ⅱ 2. 取扱者数」を除く。)。事前評価という評価の性質上、公表日時点での想定に基づいて記載することになります。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[]
いつ時点の計数か	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[]
いつ時点の計数か	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[]

<選択肢>
 1) 1,000人未満(任意実施)
 2) 1,000人以上1万人未満
 3) 1万人以上10万人未満
 4) 10万人以上30万人未満
 5) 30万人以上

評価対象の事務の対象人数を選択してください。また、対象人数がいつ時点の計数が記載してください。ただし、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務について、任意で評価を行う場合、対象人数が1,000人以上であっても、「1,000人未満(任意実施)」を選択してください。

<選択肢>
 1) 500人以上 2) 500人未満

評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う評価実施機関の従業者及び委託先の従業者の人数の総数を選択してください。また、取扱者数がいつの時点の計数が記載してください。

<選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

・過去1年以内に、評価実施機関において(事務においてではないことにご注意ください。)、特定個人情報に関する重大事故が発生したかどうかを選択してください。1年以上前に発生した重大事故であっても、過去1年以内に評価実施機関がその発生を知った場合は、発生したことになります。
 ・ここでいう重大事故とは、評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は特定個人情報の本人(評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のものをいいます。ただし、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由によるものは除きます。

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

・上記 II 1. から3. までを選択すると、指針第5の2に定めるしきい値判断に当てはめた結果が、自動表示されます。
 ・結果は下のいずれかとなりますが、いずれの場合も、しきい値判断で実施が義務付けられていない評価を追加的に任意で実施することができます。
 - 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
 - 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる
 - 基礎項目評価の実施が義務付けられる
 - 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください(特定個人情報ファイルの新規保有時に提出・公表する評価書では記載しません。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

記載を変更した又は変更する予定の項目の名称を記載してください。

変更する前の記載内容を記載してください。

変更後の記載内容を記載してください。

委員会に提出・公表する時期が、変更前である場合は「事前」と、変更後である場合は「事後」と記載してください。

・原則として、記載を変更した評価書の公表日を記載してください。
・委員会への提出・公表が、変更前である場合は、変更の予定年月日を記載してください。

記載の変更、記載を変更した評価書の提出・公表について、特に説明を必要とする場合は、記載してください。